



2022年4月18日

各 位

会 社 名 株式会社 ベ ル ク
代 表 者 名 代表取締役社長 原島 一誠
(コード番号 9974 東証プライム市場)
問 合 せ 先 専務取締役コンプライアンス室長兼
財務経理部・業務サポート部管掌兼
法務担当 上田 英雄
(TEL. 049-287-0111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月26日開催予定の第63期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ・変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ・変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に対する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2)コーポレートガバナンス体制の充実・強化を図るため、現行定款第20条(取締役の員数)を12名から14名に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年5月26日(予定) |
| 定款変更の効力発生 | 2022年5月26日(予定) |

以上

(別紙)

(下線部は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>〈 新 設 〉</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>〈 新 設 〉</p> | <p>〈 削 除 〉</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日</u></p> |

から6か月以内の日を株主総会の
日とする株主総会については、現
行定款第15条（株主総会参考書
類等のインターネット開示とみな
し提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を
経過した日または前項の株主総会
の日から3か月を経過した日のい
ずれか遅い日後にこれを削除する。